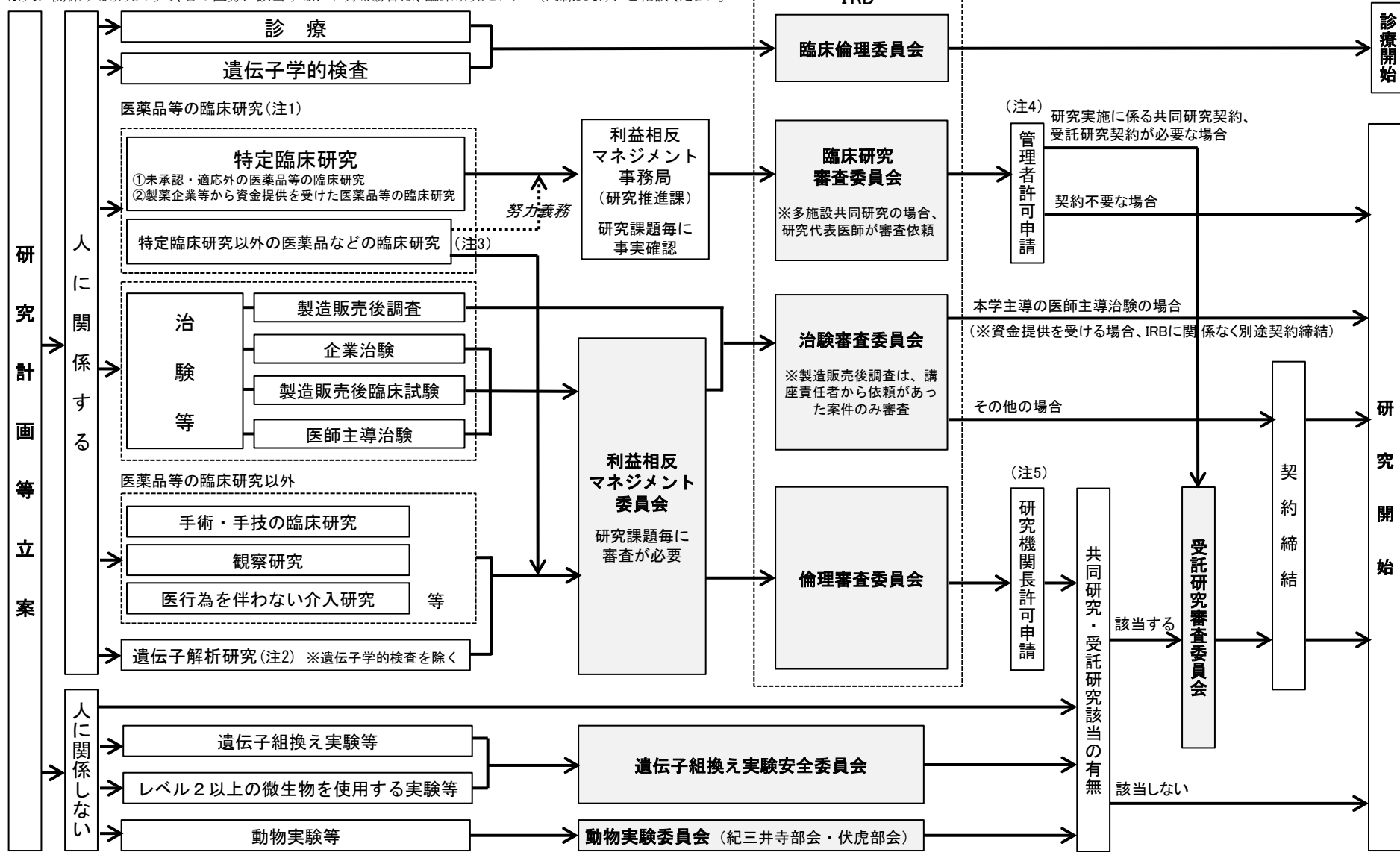


研究等の実施のために必要な委員会等の手続きについて

※人に関する研究のうち、どの区分に該当するか不明な場合は、臨床研究センター(内線3547)にご相談ください。



(注1) 医薬品等を人に対して用いることにより当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究。
 (注2) DNAの塩基配列等の構造又は機能を解析する研究。
 (注3) 少なくともどちらか一方に諮る必要あり。
 (注4) 本学の臨床研究審査委員会で審査したか否かにかかわらず、所定の「特定臨床研究に関する報告書」により申請する必要あり。実施医療機関により手続き窓口が異なることに注意。
 (注5) 本学の研究機関長は学長。ただし、「侵襲あり・介入あり」の研究のみ機関長は附属病院長。
 なお、本学の倫理審査委員会にて審査する場合、委員会承認後に併せて機関長許可を取得するため、改めての申請は不要。

【その他注意事項】
 ○ J S Tの助成事業の場合は、採択後に J S Tが別途指定する倫理研修の受講が必要
 ○ 研究等に際して「発明」があれば、勤務発明届が必要→勤務発明審査会で審査
 ○ 利益相反については、研究者毎に、毎年度、別途利益相反定期自己申告が必要